

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

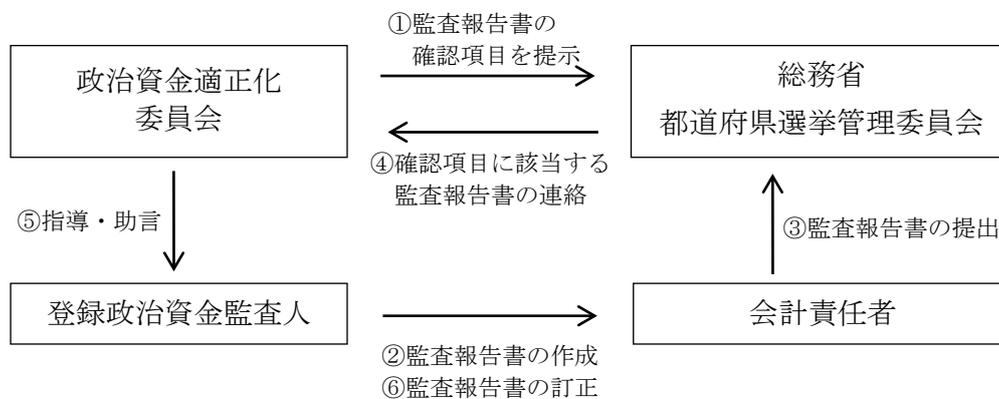
1. 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある監査報告書や収支報告書が提出されることがないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



（「取りまとめ」（平成26年3月）P11、12参照）

政治資金監査報告書の作成時点における状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図る。

2. 確認項目について

(1) 確認項目（案）

- ①政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない。
（定期分：監査対象年の翌年でない。解散分：政治団体でなくなった日から60日以内の収支報告書提出までの期間に係る年でない。）
- ②政治団体の名称又は③代表者の氏名が収支報告書（その1）の表紙と一致していない
- ④自署ではない又は押印されていない
- ⑤登録番号又は⑥研修修了年月日に記入漏れがある
- ⑦政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない
- ⑧「1 監査の概要」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑨「2 監査の結果」が、（1）～（4）の4項目から構成されていない
- ⑩収支報告書（支出に係る部分に限る。）に計算誤りがある

考え方

- 登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめる。
ただし、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、都道府県選管及び総務省に報告を求める。
- 上記確認項目（案）は、第2期の委員会において、政治資金監査報告書チェックリストの内容と同程度の案を含めた3案の中から、「確認項目は最低限の基準とすることが適当」や、「計算誤りは監査以前の問題である」等の委員の意見を受けてまとめられたものである。
なお、運用状況等をみて見直しを行う。

【上記確認項目（案）によって改善が見込まれる主な事例】（※別紙1参照）

- ・国会議員関係政治団体の名称や代表者の氏名の誤記
- ・定期分の場合において、監査対象年と政治資金監査報告書の日付に記載されている年が同じであり、適切でないもの
- ・自署かつ押印の不徹底
- ・政治資金監査報告書が省令の様式によらず、任意の様式で作成されているもの
- ・収支報告書（支出に係る部分に限る。）の計算誤り 等

【次回見直し時以降に検討すべきと思われる主な事例】（※別紙2参照）

- ・矛盾する記載があるもの（支出がないにも関わらず、領収書等や徴難明細書等が保存されていた旨の記載がある事例、亡失がないにも関わらず、亡失の旨及び領収書等亡失等一覧表を添付する旨の記載がある事例等）
- ・政治資金監査を主たる事務所以外で実施した理由が明記されていないもの 等

（２）確認項目による当委員会への報告

①報告主体

- ・都道府県選管分：都道府県選管
- ・総務大臣分：都道府県選管及び総務省

考え方

- 政治資金監査報告書作成時点における状況の改善を図るため、窓口となる都道府県選管より確認項目による報告を受ける。
- ただし、総務大臣分については最終提出先である総務省からも報告を受ける。

②報告を求める範囲

原則、指導対象とするものについて報告を求めることとし、後述P5「5（1）指導の対象」と併せて検討する。

また、確認項目以外に関するものについても、個別指導が必要と都道府県選管及び総務省が考えるものについて報告してもらい、個別指導や今後の見直しの検討の参考にする。

考え方

- 政治資金監査の質の向上に係る取組を行う当委員会において、政治資金監査報告書作成時点における状況を把握する必要があると考える。
- ただし、報告を求めること自体が都道府県選管及び総務省の負担増となる中、指導につながるものに限り報告を求めることで、負担を最小限とするとともに、今後の負担減につなげるためという説明になじみやすく、都道府県選管及び総務省の理解を得られやすいと考えられる。
- 指導対象が確認項目に該当したもの全てとなれば（P5の案1）、報告も確認項目に該当するものがある場合全てとなるが、指導対象を限定するのであれば（P5の案2）、確認項目に該当するものがあつたからといって必ずしも報告を求めるものではなくなる。
- 確認項目以外も報告を受けることについては、都道府県選管からの要望に、より合致させることができるようになるとともに、幅広い情報提供を求めることで、個別指導や今後の見直しの検討に資する。

(留意点)

「国会議員関係政治団体に関する収支報告書（平成24年分）受付時の確認に係る都道府県選挙管理委員会事務担当者アンケート調査結果」によると、形式審査時の確認内容は都道府県選管によって異なる。

確認項目は、主として政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめられているが、確認項目を示す際には上記の事情に配慮する必要がある。

③想定される報告手順（案）

- ※ 当委員会に報告する際に、報告漏れ及び写しの添付漏れがないようにできるのであれば、他の手順によることも考えられる。
- i 当委員会から都道府県選管及び総務省に対して、確認項目のリスト兼報告様式（別紙3）を示す。
- ii 報告様式には団体名及び登録政治資金監査人名の記載欄があり、都道府県選管及び総務省においては、形式審査の際にあらかじめ国会議員関係政治団体1団体につき1部ずつ報告様式を用意する。
- iii 形式審査を行い、報告が必要となる場合については審査した政治資金監査報告書の写しをとり、報告様式に添付して保管・提出してもらう。報告の必要がない場合については、写しの添付及び保管・提出することを要しない。

考え方

- 確認の際に使用する報告様式をそのまま提出してもらう方式とすれば、都道府県選管の負担としては一番軽いのではないか。
- 当委員会として個別の指導・助言を行うにあたり、実際の政治資金監査報告書の写しを手元にあることが必要である。

3. 報告があったものの委員会での取扱いについて

(1) 確認項目に関する報告について

- ・ 個別指導を行うに当たり、委員会で十分審議する必要があること
- ・ 都道府県選管及び総務省からの確認項目に係る報告が要旨公表後の12月であり、翌1月から次年分の収支報告書の提出期間が開始すること

以上2点を考慮し、都道府県選管及び総務省からの報告の前に委員会であらかじめ指導対象、指導方法、指導時期等について審議した上で対応方針を決定する。決定された方針に従い、事務局が対応する。

委員会での決定に従い事務局で対応した結果として、確認項目別の集計結果、指導に対する反応、今後の対応等をまとめて委員会に報告し、全体像を把握する（別紙4参照）。

上記報告の目的は、全体像の把握及び見直しの検討に資することであり、

指導の対象となった者の氏名を公表することを予定しているものではない。

(2) 確認項目以外に関する報告について

都道府県選管及び総務省によって報告内容が異なると考えられるため、確認項目以外に関する報告に係る指導の要否、指導方法等については、都道府県選管及び総務省からの報告を受けた後に、個別に委員会で審議・決定する。また、その後の確認項目等の見直し検討の際に参考とする。

4. スケジュール（案）（※別紙5参照）

○実施時期：平成27年1月より提出が始まる平成26年分収支報告書から

○都道府県選管及び総務省からの報告の締切：12月上旬

○個別指導のタイミング

- ・確認項目に関するもの：1月上旬～
- ・確認項目以外に関するもの：委員会での検討を経た後

5. 個別指導の方法について

個別指導の方法については、各士業団体が個別指導を行う際どのように行っているか等も参考にしながら今後具体的に議論する必要がある。

現時点で考えられる主な論点は以下のとおり。

(1) 指導の対象

案1 確認項目に該当するものがある場合、全てに対して指導を行う。

考え方

政治資金監査報告書作成時点での状況を最大限改善することを重視する。

案2 一定の基準により指導を行う対象を限定する。限定の際、以下を組み合わせることが考えられる。

- ① 確認項目の該当数（量）
- ② 該当する確認項目の内容（質）（質の考え方は別紙6参照）
- ③ 過去の報告・指導履歴

考え方

確認項目に該当するものの中にも量や質の面で様々なものが存在し、該当したことにより直ちに政治資金監査の実施に疑義を生じさせ、指導の必要があるとまでは一概に言えないため、確認項目の量や質によって指導の必要性を判断する。

(2) 指導の手法

文書によるか。文面はどのようなものか（別紙7参照）。

口頭によるか。どのように口頭で指導するか。

(参考)

行政手続法第35条第1項により、「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない」とされ、同条第2項において、口頭による場合、相手方から書面の交付を求められたときには、原則、書面を交付しなければならないとされている。

○行政手続法

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(3) 士業団体との協力

当委員会から登録政治資金監査人への直接の指導に加えて、各士業団体からも登録政治資金監査人に文書を送付してもらうなど、各士業団体と連携・協力することで、個別指導の実効性を高めることが期待できる。例えば、以下の方法が考えられるか。

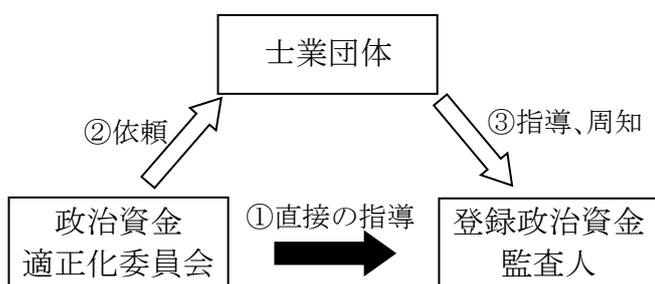
例1 士業団体から（個別に・一般に）文書を送付（①、②、③）

例2 士業団体の広報等に一般向け文章を掲載（①、②、③）

例3 委員会の指導文書が士業団体と連名（①）

例4 問い合わせ先等、委員会の指導文書中に士業団体が登場（①）

【例1、例2】



【例3、例4】

